

## 2011年度 日本スポーツ社会学会 第2回「定例研究会・学生会員プレフォーラム」開催報告

日本スポーツ社会学会研究委員会では、研究活性化の一環として、去る2012年1月28日に第2回定例研究会、学生会員プレフォーラムを実施しました。以下、研究会の内容についてご報告いたします。

日時：2012年1月28日（土）13:00-18:00

場所：立教大学11号館A302

### 1. 学生会員プレフォーラム・個人発表会（13:00-15:50）

報告者：鈴木楓太（一橋大学大学院）、小林ゆき（東洋大学大学院）

司会：山崎貴史氏（筑波大学大学院）

世話人：山崎貴史氏（筑波大学大学院）、黒須朱莉氏（一橋大学大学院）

鈴木楓太氏（一橋大学大学院）

#### ①鈴木楓太：

「戦時期日本の体育・スポーツ―ジェンダー化された国民動員の観点から―」

#### ②小林ゆき：

「スポーツ文化の表象としての〈メモリアル〉

―公道モータースポーツ・マン島TTレースの事例から―」

### 2. 定例研究会 テーマ「政治とスポーツ」（16:00-18:00）

報告者：金子史弥氏（一橋大学大学院）、高尾将幸氏（東洋大学）

司会：坂なつこ氏（一橋大学）、コメンテーター：伊藤公雄氏（京都大学）

#### ①金子史弥氏：「英国スポーツ政策に見られる「協働」言説に対する批判的検討

―「アドヴァンスト・リベラリズム」論を分析視角として―」

金子氏は昨今のイギリスの地域スポーツ政策を事例として、そこで見られる「諸アクターとの協働によるスポーツ振興」という言説を、「アドヴァンスト・リベラリズム」論を視座として批判的に検討した。イギリスのニューレイバー政権では、国から地方、県、基礎自治体という縦の関係において、スポーツ関連組織や非スポーツ関連組織がそれぞれ連携し、表面上は各組織との協働・分権化を提唱しながら、一方で、計画文書と助成金の分配を通じた「遠隔統治」ともいうべき事態が進行していることを示す。そのことをM.フーコ

一の「統治性」論に照らしたとき、国家による統治を支える「政治的合理性」と、その合理性に沿うように個人や諸個人を構築し、配置する「統治のテクノロジー」が観察できるとした。それらはネオ・リベラリズムと「第三の道」を架橋する「個人」と「コミュニティ」を通じた統治＝「アドヴァンスト・リベラリズム」を体現していることがS市の事例研究から報告された。

## ②高尾将幸氏：「身体とその「健康」をめぐるポリティクスの現在について」

高尾氏は、「健康」がさまざまに語られる形式と、それに対応する出来事や政策などの歴史的な変容過程を分析することで、「健康」をとりまく現代的なポリティクスをM.フーコーの「統治性」論を理論的基盤として読みといた。

例えば、「高齢者」・「老人」／「寝たきり老人」といった「病気の存否」によって語られてきた「健康」という言葉は、1990年代以降、「自立」と同義の言葉に手段論的に転回していった。すなわち、「高齢者」の「健康」が病に関連するものとしてではなく、「より良き生を過ごすための手段」として位置づけられ、日常生活動作（ADL）や生活の質（QOL）といった「高齢者の自立支援」に結びついていったのである。その過程で、「健康」とは自己決定と関連づけられ、「政治」が責任を負うべきものから、より小さな範囲（自治体や保険者）が責任を負うべきテクニカルなあり方へと変質していることが示された。

## ○コメンテーター：伊藤公雄氏

学説史をひもとけば、後期フーコーの「生の統治」やギデンズ、ベックらの再帰的近代化論が示したような自己責任というロジックの浮上と「協働」という安上がりな統治技術が現れていると言うことだろう。特にイギリスの場合、「第三の道」に示されたように、個人化を前提とした統治がより明確に顕現化していることは間違いない。一方で、日本の場合は「スポーツ基本法」の制定など中央からの統治が依然として強く、イギリスのようにボランティアな組織を通じた統治が行き渡っているとは考えづらい。また、個人化の問題にしても、草の根レベルのクラブは必ずしも助成金によるコントロールを受けていないなど、社会の古い仕組みとのせめぎ合いも見られるはず。イタリアなどではアソシエーションによる統治などが考えられ、事情がまた異なる。これら統治の概念とテクノロジーを日本のケースにどう引きつけて考えるかが問われているのではないか。

## ○フロアとのディスカッション

最後に報告者を交えて、フロアと報告に対するディスカッションを行った。両報告に共通するフーコーの「統治性」論について、理論的な前提を貫徹していけば、我々はそのテクノロジーに補足され、身動きのとれないような存在になる。一方で、イギリスの協働的パートナーシップはさまざまなクラブが存在し、一筋縄ではいかない部分がある。また、

日本の学校体育における規律=訓練的側面の有効性に着目するスポーツ政策の流れも存在する。その意味で、イギリスの協同性による統治はそれほど強いものなのかという疑問もわく。むしろ日本の学校体育の方がより強い統治性を発揮していないか。加えて、スポーツ/健康の場で起こっているせめぎ合い、ダイナミズムが統治性の議論とかみ合わないズレの部分、「統治の隙間」をもう少し見るべきではないかという指摘がなされた。そのことはフーコーが自ら述べたように、権力について知ることは抵抗について知ることであり、とするテーゼをさぐる契機になるのではないか。

一方で、日本における NPO などのスポーツ組織に目を向けたとき、現実的な問題として中身の無い助成金・補助金目当ての組織・事業展開をしているケースが数多くある。このとき、国家からの統治とせめぎ合う組織という前提は逆に考えづらいのではないかといった質問が出された。

これに対して、金子氏からはアマチュアリズムが理想とするイギリスのクラブなどでは、依然として政府介入に批判的な側面が根強くあり、中央の政策に対する反応も地域ごとに異なっている。それを受けて、地域スポーツ振興の事例研究から、「統治性」論に対するアプローチを現在模索中であるとの返答がなされた。また、高尾氏からも全域化、全体として統治性という議論は適切ではなく、あくまでも「健康」を通じて個人化していくテクノロジーを知ることには目的がある。高齢者の健康運動を実践する現場に出てみると、政策の意図とまったく反する事態に出会ったりする。「統治性」論は切れ味鋭く、論理的に明確ではあるが、やはり現場とのズレをどのように考えていくことが問われてくる、という返答がなされた。

最後に、司会の坂氏からは、ここで議論されたような、日本ではさしたる理念の確立・組織的展開がみられず進んできたと考えられる「スポーツ基本法」の制定などが、一方で統治のテクノロジーの一つとして確立し、これを前提としてスポーツ政策全体が進められていくといった事態も想定できる。そのことを 3 月の学会大会シンポジウムでは議論したいというまとめで結ばれた。(文責・石坂)



以上